

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 1 月 9 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報を目的外  
に提供することについて（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 0 月 2 5 日付けで諮問（第 8 9 4 号）された国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

向精神薬を含む医薬品の重複・頻回受診は、不正な保険給付が生じるのみでなく、過剰な医薬品の摂取による健康被害や不正な譲渡し、売買等に該当する恐れもあり、保険者として被保険者の健康の保持及び医療費適正化の観点から対策に取り組む必要がある。

医療保険者は、定期的な被保険者ごとの診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の総覧点検を行う際に保険給付に関して必要があると認めるときは、国民健康保険法（以下「法」という。）第 6 6 条に基づく強制診断等を実施することができる。被保険者に通知を行い、面談等により向精神薬の服用の事実等について確認を行うとともに、医師の診断を命じ、今後受診する保険医療機関を限定し、それ以外の機関を受診しないよう指導を行うが、被保険者が、正当な理由なしに法第 6 6 条の規定による命令に従わず、答弁や受診を拒んだときは法第 6 3 条に基づき療養給付等を行わない、給付制限を行うことができる。

法第 6 3 条に基づく給付制限を行う場合には、本人から給付制限について申し出ることがないため、薬を処方している保険医療機関・調剤薬局は、当事者が給付制限を受けているという事実を知り得ることができない。そのため、目

的外にレセプト情報を提供することについて同意を得られない被保険者の個人情報を保険医療機関や調剤薬局に提供する必要がある。本人にとっては不利益な情報提供が行われることになるため、条例第12条に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア レセプト情報を目的外に提供する必要性

医療保険者（以下「保険者」という。）は、法第66条に基づき、被保険者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。保険者は、保険給付を受けるものが正当な理由なしに、第66条の命令に従わず、答弁若しくは受診を拒んだときは、法第63条に基づき療養の給付等の一部又は全部を行わないことができる。

保険者は、重複受診、重複投薬者の診療及び処方状況について、国民健康保険総合システムである「保険者ネットワーク制御システム」により還元される情報により、同一個人が同一月に同一疾病で複数医療機関を受診している場合、及び同一個人が同一薬効の医薬品（向精神薬）を複数の医療機関から処方されている状況を把握し、国や県の基準に基づき指導対象者を抽出する。

保険医療機関や調剤薬局は、被保険者が自ら重複受診や重複投薬の対象者であることを申し出ない限りは知り得ることはできず、被保険者の給付内容について把握することができない。また、保険医療機関や調剤薬局は、保険者が特定の被保険者に対して給付等を行わないという対応をしている情報を提供しない限り、その旨を知り得ることができない。

保険者は、被保険者が第66条の命令に従わない等により第63条の給付制限を行うことになるため、同意を得られない被保険者の個人情報を提供する必要がある。

イ 目的外に提供する個人情報の項目

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、診療年月日、保険診療医療機関名、傷病名、処方年月日、調剤薬局名、処方薬名、処方回数、処方日数及び処方量

ウ 目的外に提供する相手方

(ア) 被保険者が受診した保険診療機関

(イ) 被保険者が薬の処方を受けた調剤薬局

エ 提供方法

目的外に提供する個人情報の項目について、保険診療機関及び調剤薬局に対し、個別に文書にて提供することとし、その際は、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に規定する提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載する。

オ 実施年月日

2017年（平成29年）11月9日以降

(3) 添付資料

ア 国民健康保険法抜粋

- イ 経済再生運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日閣議決定）
- ウ 神奈川県保健福祉局保健医療部医療保険課及び神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課 事務連絡「医療保険者等の多重受診者対応について」
- エ 神奈川県国民健康保険団体連合会 事務連絡「国民健康保険重複・多受診者一覧表について」
- オ 個人情報届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

実施機関では、法第63条に基づく給付制限を行うに当たり、被保険者が自ら重複受診や重複投薬の対象者であることを保険医療機関や調剤薬局に申し出ない限り、保険医療機関等が被保険者の給付内容を把握することはできないことから、同意を得られない被保険者に係る個人情報を当該者が受診した保険医療機関及び薬の処方を受けた調剤薬局に提供する必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、包括的な取扱いに係る諮問であるので、対象者の抽出に係る基準等に係るガイドラインを作成し、報告すること、また、提供結果を年1回報告することを条件とする。

以 上